

生活のお困りごとはありませんか？



まずはお困りごとをお聞かせください。
 各区相談窓口の相談支援員と一緒に考え、解決のお手伝いをします。
 ご家族など、まわりの方からのご相談でも受付します。
ひとりでかかえこまずに、まずはご相談ください！

**相談
無料**



お問い合わせ先

各区自立相談支援機関一覧

区名	窓口名称	電話番号	区名	窓口名称	電話番号
北	よりそいサポートきた	(06)6809-2814	東淀川	くらしのみのり相談窓口	(06)6320-0231
都島	生活自立相談窓口	(06)4800-4800	東成	自立相談支援窓口	(06)6977-9126
福島	生活あんしん相談窓口	(06)6468-6340	生野	くらしの相談窓口いくの	(06)6717-6565
此花	自立相談支援窓口	(06)6466-9530	旭	くらし相談窓口	(06)6953-2380
中央	くらしサポート中央	(06)7507-1487	城東	ウィズゆうゆう	(06)6936-1181
西	ぶらっとほーむ西	(06)6538-6400	鶴見	自立アシスト相談	(06)6913-7060
港	くらしのサポートコーナー	(06)6576-9897	阿倍野	仕事・生活・自立相談あへの	(06)6622-9795
大正	インコス大正	(06)4394-9925	住之江	くらしアシスト住之江	(06)6682-9824
天王寺	サポート天王寺	(06)6774-9937	住吉	生活自立相談窓口	(06)6654-7763
浪速	くらしサポートセンターなにわ	(06)6536-8861	東住吉	くらしサポート	(06)6621-3011
西淀川	生活自立相談・就労支援窓口	(06)6471-8222	平野	くらしサポートセンター平野	(06)6700-9250
淀川	生活自立相談窓口	(06)6195-7851	西成	はぎさぼーと	(06)6115-8070

制度全般に関することは、大阪市福祉局生活福祉部自立支援課
 電話番号 (06-6208-7959) まで
 大阪市福祉局生活福祉部自立支援課ホームページ
 については右のQRコードよりアクセス



仕事や生活にお困りの方、まずはご相談ください！

自立相談支援事業（相談支援）

まずは、各区役所の相談窓口へ、生活に困りごとや不安を抱えている方はご相談ください。

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

自立相談支援事業（就労支援） <総合就職サポート事業>

相談支援窓口で相談された方で個別の支援を行うことにより就労が見込まれる方等に対し、ビジネススキル等の向上のための支援や求職活動などの実践的な支援を行うほか、就労意欲の喚起、求人開拓、就労後の職場定着支援などを行います。

住居確保給付金

離職等により住宅を失った又はそのおそれのある方のうち、収入要件や資産要件を満たす方に対し、有期で家賃相当額を支給し、就労に向けた支援を実施します。

家計改善支援事業

多重債務を抱えている等、家計管理に課題がある方に対して、家計支援プランを作成し、家計収支の改善や家計管理能力の向上を目指した支援を行います。

就労チャレンジ事業（就労準備支援事業）

生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等、日常生活に課題があり、就労に向けて準備が整っていない方を対象に、一般就労に向け連続的、包括的に支援を行います。

就労訓練事業

すぐに一般の就労が難しい方には、支援付きの就労・作業などの場（認定を受けた企業や事業所が行う、就労訓練）を紹介します。

子どもの学習・生活支援事業 <子ども自立アシスト事業>

中学生及び高校生世代（未進学者・中退者）がいる家庭に対し、子ども自立支援員を派遣し、親子の進学意識を高め、高校への進学に向けたカウンセリング等の支援を行い、子どもの自立への動機づけを行います。

この他にも、住居を持たない方、住居の状態が不安定な方に対して、一時的な宿泊場所や衣食を提供する「一時生活支援事業」があります。これらの事業の活用をはじめ、必要に応じて関係機関と連携し、適切な支援を行います。

<相談・支援の流れ>

①まずは区役所へ

相談窓口（自立相談支援機関）の支援員が対応します。区役所までお越しいただけない方はご自宅等にも訪問します。

②生活の状況を見つめる

あなたの生活の困りごとや不安を支援員にお話してください。

生活の状況と課題を分析し、「自立」へ向けて寄り添いながら支援を行います。

③あなたにふさわしい支援プランを

あなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなたにふさわしい支援プランを、一緒に作ります。

④サービス提供

支援プランは、区役所や関係機関を交えた「支援調整会議」で確認し、その支援プランに基づいた各種サービスが提供されます。

⑤定期的なモニタリング

あなたの状態やサービス提供状況を支援員が定期的に確認し、必要がある場合はプランの変更等を行います。

⑥安定した生活へ

お困りごとが解決されると支援は終了となりますが、生活が安定されているか支援終了後も一定期間支援員がフォローします。

